

## 大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事又は部分耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大分県木造建築耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、大分県知事の指定する耐震診断講習を受講し大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」に基づいて行う建築物の耐震性能に関する診断（精密診断法によるものに限る。ただし、住宅の延べ床面積が100㎡未満であり、かつ、平家建てでその形状に凹凸がない場合は、一般診断法

によるものとすることができる。) その他市長が適当と認めるものをいう。

ただし、第4条第1項に掲げる耐震診断支援事業においては、大分県木造建築耐震診断士が行ったものに限る。

- (3) 耐震補強設計 大分県木造建築耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012年改訂版)」に基づいて確かめたもの(精密診断法によるものに限る。ただし、住宅の延べ床面積が100㎡未満であり、かつ、平家建てでその形状に凹凸のない場合は、一般診断法によるものとする。) その他市長が適当と認めるものをいう。

- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計に基づき行う改修工事(大分県木造建築耐震診断士が工事監理を行うものに限る。)をいう。ただし、原則として増築(床面積の増えないものは除く。)に係る改修工事は含まないこととする。

- (5) 部分耐震改修工事 次に掲げるいずれかの工事をいう。

ア 耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものを次に掲げる耐震補強設計に基づき行う改修工事(大分県木造建築耐震診断士

が工事監理を行うものに限りに、耐震改修工事に該当するものを除く。以下

「段階的耐震改修工事」という。）

(7) 上部構造評点を0.7以上1.0未満とするための耐震補強設計

(イ) 地上階数が2の住宅について、1階部分のみの上部構造評点を1.0

以上とするための耐震補強設計

イ 耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が1.0未満であるものについて、

1階の1室の内部に強固な室（4.0㎡以上のものに限る。）を設置する

工事であって、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造住宅耐

震改修工法技術評価委員会の認定を受けたもの又は大分県知事が認めたもの

のうち、市長が適当と認める工事（以下「耐震シェルター設置工事」という。）

(6) 工事監理 建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象

者」という。）は、次に掲げる要件を満たす住宅の所有者等（国、地方公共団体

及びその機関を除く。）とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された大分市内の木造の住宅（昭和56

年5月31日以前に着工された部分が2分の1未満のものを除き、店舗等の

用途を兼ねる場合にあつては当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床

面積の2分の1未満のものに限り、耐震改修支援事業に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては耐震診断による評点が1.0未満であるものに限る。)

(2) 構造が次に掲げる工法以外の住宅

ア 丸太組工法

イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が3以下の住宅

(4) 実施しようとする次条第1項に規定する補助対象事業について、過去に、同項の表に定める補助対象事業の区分のうち同一の区分に該当する事業を実施していない住宅。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費、補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助の上限は、次のとおりとする。ただし、本市の他の制度又は国、県その他の機関の制度により補助の対象となる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
耐震診断支援事業	補助対象者が大分県木造建築耐震診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震診断（第三者機関による審査を行ったものに限る。）に要する経費	補助対象経費の額とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。
耐震改修支援事業	補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費並びに補助対象者が大分県木造建築耐震診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計（第三者機関による審査を行ったものに限る。）及び補助	(1) 補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。 (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助対象経費の額に5分の3

	<p>対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費（耐震改修工事に要する経費の20パーセントを超えない範囲内に限る。）</p>	<p>を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、120万円を限度とする。）又は同号の規定により算定した額のいずれか高い額とする。</p> <p>ア 住宅の延べ床面積（平成12年5月31日以前に着工された部分に限る。）が180㎡以上であること。</p> <p>イ 住宅が昭和34年以前に建築されていること。</p> <p>ウ 住宅の耐震診断（精密診断法によるものに限る。）の結果、各階の上部構造評点が0.4未満であること。</p> <p>エ 補助対象者又は住宅の所有者が65歳以上で、かつ、次条の規定による補助金交付申請を行う時点における当該補助対象者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の市民税額が確定している最新の課税年度における所得</p>
--	---	--

		<p>(65歳以上の者及び65歳未満の者(満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者を除く。))により構成される世帯にあっては、公的年金等に係る所得除く。)の総額が350万円未満であること。</p>
<p>部分耐震改修支援事業</p>	<p>補助対象者が施主となって実施する部分耐震改修工事に要する経費並びに補助対象者が大分県木造建築耐震診断士の所属する建築士事務所へ委託して実施する耐震補強設計(第三者機関による審査を行ったものに限る。)及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費(部分耐震改修工事(第2条第5号アに掲げる工事に限る。)に要する経費の20パーセントを超えない範囲内に限る。)</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、段階的耐震改修工事にあつては60万円、耐震シェルター設置工事にあつては30万円を上限とする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、過去に部分耐震改修支援事業に係る補助金の交付

を受けて部分耐震改修工事を行った建築物について耐震改修工事をしようとする場合における耐震改修支援事業に係る補助金の限度額は、100万円（住宅が前項の表耐震改修支援事業の項補助金の額の欄第2号に掲げる要件のいずれかに該当する場合であって、補助対象経費に5分の3を乗じて得た額を補助金の額とするときは、120万円）から当該部分耐震改修支援事業に係る補助金の額を減じて得た額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（補助金交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、耐震診断支援事業にあつては大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付申請書（診断）（様式第1号）に第1号から第4号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類を添えて、耐震改修支援事業にあつては大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付申請書（改修）（様式第1号の2）に第1号、第2号、第4号から第9号まで、第12号及び第13号に掲げる書類を添えて、部分耐震改修支援事業にあつては大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付申請書（部分改修）（様式第1号の3）に第1号、第2号、第4号から第10号まで、第12号及び第13号に掲げる書類（段階的耐震改修工事にあつては第

10号に掲げる書類を除き、耐震シェルター設置工事にあつては第6号及び第7号に掲げる書類を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の所有者及び建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- (2) 住宅の位置図
- (3) 耐震診断を受けようとする住宅の形状及び延べ床面積を確認することができる書類
- (4) 概略平面図（併用住宅の場合に限る。）
- (5) 診断表の写し
- (6) 改修後の構造評点及び総合評価を示す書類
- (7) 耐震補強設計に係る第三者機関による審査結果通知書の写し
- (8) 耐震改修工事又は部分耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面（住宅の形状及び延べ床面積を確認することができるものに限る。）
- (9) 耐震補強設計、耐震改修工事又は部分耐震改修工事に係る費用の内訳書
- (10) 耐震シェルター設置工事に係る木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し又は大分県知事の認定書の写し
- (11) 見積書の写し
- (12) 誓約書
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、耐震改修工事及び段階的耐震改修工事において、補助対象経費に耐震補強設計に要する経費を含める場合は、前項第6号及び第7号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合において、次条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けたときは、工事に着手する前までに、補助事業の変更の内容等を記載した書面に同項第6号及び第7号に掲げる書類及び耐震補強設計の契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は大分市住宅耐震化総合支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更の内容等を記載した書面に第5条各項に掲げる書類(変更に係る書類に限

る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の変更が補助対象経費の20パーセントを超える増減又は補助金の額に変更が生じるものであるときは、大分市住宅耐震化総合支援事業変更申請書(様式第4号)に第5条各項に掲げる書類(変更に係る書類に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の適否を決定し、大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号の2)によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助事業の取りやめ)

第8条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ大分市住宅耐震化総合支援事業取りやめ届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市住宅耐震化総合支援事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日(やむを

得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日)のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断支援事業

- ア 診断表の写し
- イ 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ウ 耐震診断に係る第三者機関による審査結果通知書の写し
- エ 耐震診断の実施状況を確認することができる写真
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

- ア 耐震改修工事の実施の内容を示す平面図その他の図書
- イ 耐震補強設計、工事監理又は耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
- ウ 耐震改修工事の実施箇所の写真（施工前、施工状況及び施工後）
- エ 耐震補強設計書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 部分耐震改修工事

- ア 部分耐震改修工事の実施の内容を示す平面図その他の図書
- イ 耐震補強設計、工事監理又は部分耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

ウ 部分耐震改修工事の実施箇所の写真（施工前、施工状況及び施工後）

エ 耐震補強設計書の写し（段階的耐震改修工事に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容（耐震改修支援事業においては、内容及び現場における工事の完了状況）を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大分市住宅耐震化総合支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の確定通知を行った後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第8条の規定による届出があったとき。
- (2) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (4) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱

の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助

金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

住宅の区分		補助限度額
I	延べ床面積が100㎡未満であるもの（平屋建てで平面形状に凹凸がない場合に限る。）	75,000円
II	延べ床面積が100㎡未満であるもの（区分Iに該当する住宅以外のものに限る）	90,000円
III	延べ床面積が100㎡以上であり、かつ、建築当時の図面があるもの	95,000円
IV	延べ床面積が100㎡以上であり、かつ、建築当時の図面がないもの	110,000円